

# 2023 年度内部監査報告書

一般財団法人全日本ろうあ連盟  
デフリンピック運営委員会

## 第1 内部監査計画

### 1. 背景

- (1) 本計画は、東京 2025 デフリンピック開催にあたり、全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）が東京都と、2023 年 3 月に交わした「2025 年デフリンピック大会の準備・運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」第 20 条に従い、策定したものである。
- (2) スポーツ庁は、東京 2025 デフリンピック等の国際スポーツ大会を開催するにあたって、適切な組織運営を行う上での原則・規範として、2023 年 3 月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針（以下「国の指針」という。）」を定めた。
- (3) 東京都は、国際スポーツ大会の準備運營業務を担う組織に対する都の関与のあり方について、2022 年 12 月に「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン（以下「東京都のガイドライン」という。）」を策定した。
- (4) これらの国の指針及び東京都のガイドラインにおいては、適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築における取組例の一つとして、内部監査、監事監査、会計監査人監査の連携による「三様監査体制」の構築に言及している。
- (5) ガイドライン及び指針を踏まえて、連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）では、内部監査の担当者进行、連盟監事及び公認会計士による外部監査と三者で連携を図っていく。

### 2. 実施概要

#### (1) ガバナンスセルフチェックリストへの対応状況確認

運営委員会設置初年度のため、運営委員会内のコンプライアンスやガバナンスに関する各委員会の制度や規程等を整備し、ガバナンス体制を構築する。国の指針に示されているガバナンスセルフチェックリストに基づき、ガバナンス体制構築、適切な運用や財務・経理処理及び公正な会計原則の遵守ができているか確認を行う。

#### (2) 三様監査体制の構築

運営委員会の内部監査、連盟の監事監査及び外部監査を活用した三様監査体制を構築する。

## 第2 内部監査結果

### 1. ガバナンスセルフチェックリストへの対応状況確認

スポーツ庁の指針に示されているガバナンスセルフチェックリストに基づき適切な

運用ができているか、制度や規程について確認を行った。

各項目について、関連規程や対応内容、対応実績を確認することで、規程等に基づき適切な運用や手続がなされていることを確認した。おおむね8割程度が「対応済」及び「代替措置実施済」であるが、人材採用配置、マニュアル整備及び危機管理体制において、一部「対応予定」の項目があるため、今後も対応状況の確認を行っていく。

<ガバナンスチェックリスト対応内容>

|   | 原則          | 対応内容                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 基本計画の策定・公表  | <ul style="list-style-type: none"><li>・大会ビジョンを策定するとともに、ビジョンを踏まえた開催基本計画を策定（2023年11月）</li><li>・大会の計画額を公表（2023年12月）</li><li>・事業計画及び予算書を策定し、公表</li></ul>                                                                                                       |
| 2 | 役員等の体制整備    | <ul style="list-style-type: none"><li>・運営委員は運営委員選考規程に基づき様々な知見を有する人材で構成</li><li>・役員等行動規範を策定するとともに、役員全員から行動規範を遵守する旨の誓約書を徴取</li><li>・理事は選挙で選出されるため、ジェンダーの指定は困難だが、研修等で多様性について役職員に意識啓発</li><li>・外部理事と女性理事の目標割合を設定する方向で検討。役員選任方針を選定し、選任時は理由等を公表する方向で検討</li></ul> |
| 3 | 規程整備        | <ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンス規程等の各種規程を整備</li><li>・調達に関しては契約事務規程を制定して、適正な契約手続を担保した。また、東京都と共同設置した契約調達管理会議に契約案件を諮ることで公平性、透明性を確保した</li><li>・公益通報に関しては弁護士による外部窓口を設置し体制を整備した</li></ul>                                                         |
| 4 | コンプライアンス委員会 | <ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催（2023年度2回実施（12月、3月））</li><li>・コンプライアンス推進計画及び研修計画を策定</li><li>・委員は弁護士、外部学識経験者を男女同数になるよう委嘱</li></ul>                                                                                             |
| 5 | コンプライアンス教育  | <ul style="list-style-type: none"><li>・役職員へコンプライアンス研修を実施（2023年度1回）</li><li>・チェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認するなど、理解促進及びコンプライアンス確保に係る気運を醸成</li></ul>                                                                                                               |
| 6 | 法務、会計       | <ul style="list-style-type: none"><li>・法律事務所と契約し、弁護士への相談体制を構築</li><li>・内部監査担当者、連盟監事、外部監査人が密に連携した三様監査体制を構築し、監査機能を強化</li><li>・公的資金を利用する際に、遵守すべき法令（東京都補助金等交付規則等）やガイドライン（国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン等）を洗い出した上で、必要な対応を実施</li></ul>                                  |

|    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 情報開示          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく開示を実施</li> <li>・スポーツ庁セルフチェックリストの遵守状況を公表</li> <li>・法令に基づき開示が求められる情報以外についても主体的に開示（理事会での決定事項・監査報告・契約状況等）</li> </ul>                                                                                                                 |
| 8  | 利益相反          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反マネジメントポリシーを策定し、利益相反取引の管理や体制について規定</li> <li>・利益相反取引に該当するおそれのある取引は、利益相反マネジメント委員会に付議するとともに、契約が必要な場合は利益相反マネジメント委員会の審査内容に基づき、公正な方法により手続を実施</li> <li>・役職員を対象に四半期ごとに利益相反管理チェックシートによるチェックを実施</li> <li>・利益相反管理研修を実施（2023 年度 1 回）</li> </ul> |
| 9  | 通報制度          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会にて、外部通報窓口を設置し、コンプライアンス研修等で役職員に周知</li> <li>・外部通報窓口は男性弁護士と女性弁護士が対応し、調査を実施</li> <li>・内部通報規程を制定し通報者保護を明記</li> </ul>                                                                                                                   |
| 10 | 懲罰制度          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分事由、処分内容は懲戒審査会設置要綱に明記。コンプライアンス研修を実施し、組織内に周知</li> <li>・役員から独立した懲戒審査委員会を設置、委員会には弁護士、学識経験者を配置</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 11 | 危機管理及び不祥事対応体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事発生時の報告体制及び調査体制等をコンプライアンス規程に明記。自然災害や事故など、幅広いリスクを想定した危機管理マニュアルについても別途作成予定</li> <li>・不祥事等が発生した場合には、コンプライアンス委員会において再発防止策を検討するとともに、研修等により職員に周知</li> <li>・外部調査委員会を設置する場合、外部有識者を中心に構成</li> </ul>                                           |

## 2. 三様監査体制の構築

デフリンピック運営委員会会計に対して、現金出納簿、現金、領収証等の照合が適正に行われていることを確認し、特に懸案となる事項等は見受けられなかった。また、連盟の監事監査において、デフリンピック運営委員会会計も監査対象に入れるとともに、外部の公認会計士に、デフリンピック運営委員会会計に対して外部監査を依頼することで、三様監査体制を構築した。2024 年度より、意見交換を年 2 回実施することを確認した。